

大津赤十字志賀病院 （介護予防）訪問リハビリテーション 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている（介護予防）訪問リハビリテーションについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、大津市条例の規定に基づき、（介護予防）訪問リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供する事業者について

事業者名称	日本赤十字社
代表者氏名	社長 清家 篤
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	東京都港区芝大門1丁目1番3号
法人設立年月日	明治10年5月1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	大津赤十字志賀病院 訪問リハビリテーション
介護保険指定 事業者番号	2510106004
事業所所在地	大津市和邇中 298
連絡先 相談担当者名	電話 077-594-8777 F A X 077-594-8778 辻 雅量
事業所の通常の 事業の実施地域	大津市（小松、木戸、和邇、小野、真野、真野北、堅田、伊香立、葛川、仰木、仰木の里、仰木の里東、雄琴、日吉台、坂本）小学校区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	地域で療養する人が、その家族とともに在宅ケアに関して自己決定し、その望む生活の質を維持し、社会資源を用いながら医療機関に入院することなく、あるいは入院しても短期間で済むように在宅ケアを援助することである。
運営の方針	地域のあらゆる（介護予防）訪問リハビリテーションニーズを発見し、即応し、利用者からの満足を引き出すとともに地域のあらゆる社会資源と連携し在宅療養者への（介護予防）訪問リハビリテーションサービスを通じて在宅で1日も長く生活することを支援する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで
営業時間	午前9時00分から午後5時00分まで
休業日	祝日、日本赤十字社創立記念日（5月1日）、年末年始（12月29日、30日、31日、1月1日、2日、3日）

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日まで	* その他、曜日・時間帯に行うサービス
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時00分まで	については相談させていただきます。
休業日	祝日、日本赤十字社創立記念日（5月1日）、年末年始（12月29日、30日、31日、1月1日、2日、3日）	

(5) 事業所の職員体制

管理者	院長 河南 智晴
医師	杉野 敏之 元井 和彦

職	職務内容	人員数
医師	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援（介護予防）事業者と連携を図ります。 2 診療に基づき（介護予防）訪問リハビリテーションの指示を行います。 3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、（介護予防）訪問リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成にあたっては、医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者へ交付します。 4 事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービス内容を指示します。 5 それぞれの利用者について、（介護予防）訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価の報告・確認を行います。3ヵ月以上の継続が必要となるかどうかの判断や継続する場合の今後の見通しなどについても検討します。 	医師 1名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援（介護予防）事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、（介護予防）訪問リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成にあたっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。 3 （介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、（介護予防）訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 4 利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、（介護予防）訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。 	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 </div> <p>1名以上</p>
-------------------	--	---

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
（介護予防）訪問リハビリテーション	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上をめざします。

(2) （介護予防）訪問リハビリテーションの禁止行為

（介護予防）訪問リハビリテーションはサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）の目安

区分等＜訪問リハビリテーション＞	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション （1回20分以上のサービス、1週に6回が限度。ただし、退院・退所の日から起算して3月以内の利用者に対して週12回まで算定可能。）	308	3,249円	325円	650円	975円

区分等<介護予防訪問リハビリテーション>	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による 介護予防訪問リハビリテーション (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度。ただし、退院・退所の日から起算して3月以内の利用者に対して週12回まで算定可能。)	298	3,143円	315円	629円	943円

介護予防訪問リハビリテーションの場合、利用開始日の属する月から12月超場合は、30単位/回減算します。

区分等<介護予防訪問リハビリテーション>	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による 介護予防訪問リハビリテーション (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	268	2,827円	283円	566円	849円

<事業所の医師が計画のための診療ができなかった場合>

区分等<訪問リハビリテーション>	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による 訪問リハビリテーション (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度。ただし、退院・退所の日から起算して3月以内の利用者に対して週12回まで算定可能。)	258	2,721円	273円	545円	817円

区分等<介護予防訪問リハビリテーション>	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による 介護予防訪問リハビリテーション (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度。ただし、退院・退所の日から起算して3月以内の利用者に対して週12回まで算定可能。)	248	2,616円	262円	524円	785円

ただし、医療機関に入院し、当該医療機関の医師が診療を行い、医師、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士からリハビリテーションの提供を受けた利用者で、訪問リハビリテーション事業所が、当該利用者の入院していた医療機関から、利用者に関する情報の提供を受けていて、かつ、当該利用者の退院日から起算して1月以内の訪問リハビリテーションの提供である場合は、上記の減算は行わないものとします。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割	2割	3割	
短期集中リハビリテーション実施加算	200	2,110円	211円	422円	633円	1日につき
サービス提供体制強化加算（I）	6	63円	7円	13円	19円	1回につき
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240	2,532円	254円	507円	760円	1日につき

※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の（介護予防）訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による（介護予防）訪問リハビリテーション費は

算定せず、別途医療保険による提供となります。

- ※ 短期集中リハビリテーション実施加算は利用者に対して、集中的に（介護予防）訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。退院（退所）日または要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の期間に1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。
- ※ サービス提供体制強化加算（I）は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して（介護予防）訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※ 認知症であると医師が判断したものであって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対して、医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、若しくは言語聴覚士が、その退院日又は訪問開始日から3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行う場合に算定します。1週に2日を限度として加算します。
- ※ 当事業所の医師が診察を行っていない利用者に対して、（介護予防）訪問リハビリテーションを実施した場合は、1回につき50単位を減算します。
- ※ 地域区分別の単価(5級地 10.55円)を含んでいます。
- ※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	不要	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、以下のキャンセル料を請求させていただきます。	
	前営業日の午後5時00分までにご連絡をいただいた場合	キャンセル料は不要です
	当日のご連絡、もしくはご連絡をいただけなかった場合	1提供当りの料金の利用者様ご負担分100%を請求いたします。
※ただし利用者様の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者様の別途負担となります。	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日頃に利用者様にお届け、または郵送いたします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、病院窓口にお支払い願います（8:30～17:00 土・日・祝日含む）
	イ お支払いいただきましたら領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります）。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当するサービス提供職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	辻 雅量
	イ	連絡先電話番号	077-594-8777
		同FAX番号	077-594-8778
	ウ	受付日及び受付時間	月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00

※ 担当するリハビリテーション職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行います。但し、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	元井 和彦
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により

賠償すべき事故が発生した場合は、保険の補償範囲内で損害賠償を速やかに行います。

12 身分証携行義務

（介護予防）訪問リハビリテーション職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① （介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「（介護予防）訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに破棄もしくは居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① （介護予防）訪問リハビリテーションの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② （介護予防）訪問リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した（介護予防）訪問リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 衛生管理等

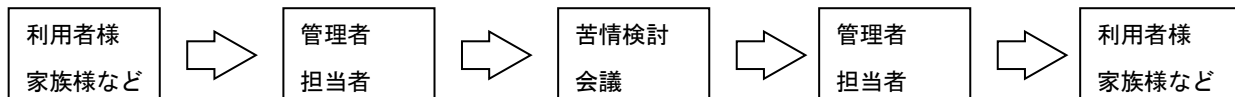
- ① リハビリテーション提供職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② （介護予防）訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。



(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (介護予防)訪問リハビリ テーション相談窓口	所在地	大津市和邇中 298		
	電話番号	077-594-8777		
【市町村(保険者)の窓口】	FAX 番号	077-594-8778		
	担当 辻	雅量		
	受付時間	午前 9 時～午後 5 時		
【公的団体の窓口】 滋賀県国民健康保険団 体連合会	所在地	大津市中央 4-5-9		
	電話番号	077-522-0065		
	受付時間	午前 9 時～午後 5 時		
	大津市	介護保険課	大津市御陵 3-1	077-528-2753

18 非常災害対策

事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとします。

19 暴力団排除

- ① 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）ではありません。
- ③ 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けておりません。

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

以上の内容について、大津市の条例に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	東京都港区芝大門1丁目1番3号
	法人名	日本赤十字社
	代表者名	清家 篤 印
	事業所名	大津赤十字志賀病院 訪問リハビリテーション
	説明者氏名	印

以上の内容について、説明を事業者から確かに受けました。

本人	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

代筆者	住所	
	氏名	印

(続柄 :)

代筆の理由 認知症状有 書字動作困難 その他()